

令和元年度

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター
(いこりあ)
事業概要



茅ヶ崎市



「茅ヶ崎市男女共同参画推進センター」は、平成25年4月に「茅ヶ崎市女性センター」から名称変更することに伴い愛称を募集し、イコールな場所を意味する造語である「いこりあ」に決定しました。

★理由★

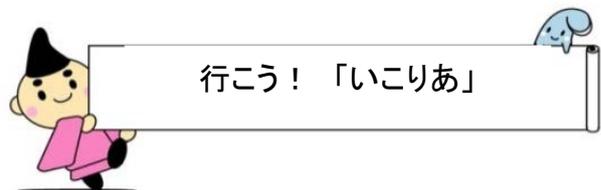
イコール equal (英語: 同一であること) に場所を表す接尾語(接尾辞)の-ia を付したものです。

★応募者からのメッセージ★

この愛称が市民の皆さんに広く知られて、男女が互いにいっそう尊重しあい、あらゆる分野に共同で参画する意義を再認識され、またセンターがいきいきとした男女共同参画社会の実現の拠点として発展されることを願っております。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ」を活動拠点として、より一層暮らしやすい社会の実現に向けて取り組んでいきます。

えぼし麻呂とミーナ



目 次

1	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターの歩み	1
	（1）国の動き	1
	（2）神奈川県動き	1
	（3）本市の動き	2
2	施設の概要	3
	（1）設置目的	3
	（2）所在地	3
	（3）床面積・貸出面積	3
	（4）概要	3
	（5）配置図	3
	（6）開館日時	4
3	施設管理事業	4
	（1）建物管理業務	4
	（2）各種サービス	4
	（3）施設の利用状況	5
	（4）利用状況の推移	5
	（5）会議室を利用できる方	6
	（6）利用者の登録について	6
	（7）利用申請手続き	6
4	令和元年度実施事業	7
	（1）第2次ちがさき男女共同参画推進プラン 基本目標と目標	7
	（2）令和元年度男女共同参画推進事業一覧表	8
	（3）男女共同参画課における事業数、受講者及び託児数の推移	10
	（4）事業内容（男女共同参画週間）	11
	（5）事業内容（男女共同参画推進事業）	12
	（6）事業内容（女性に対する暴力をなくす運動週間）	27
	（7）託児サポーター事業	30
	（8）令和元年度情報コーナーに新たに加わった図書リスト	30
	（9）情報紙の発行	31
5	相談事業	32
	（1）設置目的	32

	(2) 相談内容	32
	(3) 相談実績	33
6	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体	34
	(1) 国際ソロプチミスト茅ヶ崎	34
	(2) 茅ヶ崎市食生活改善推進団体	35
	(3) 茅ヶ崎市母子寡婦福祉会	36
	(4) マザーアース茅ヶ崎	37
	(5) ミクシテ「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会	38
7	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例（抜粋）	39
8	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 案内図	45

1 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターの歩み

(1) 国の動き

これらの世界の動きの中、日本では、昭和50年（1975年）関係省庁の事務次官からなる「婦人問題企画推進本部」（平成6年（1994年）「男女共同参画推進本部」に改組）と、民間有識者からなる「婦人問題企画推進会議」が設置された。

婦人問題企画推進本部は、「世界行動計画」（昭和47年（1972年））を受け、昭和52年（1977年）に、「国内行動計画」を策定し、法制度上の婦人の地位の向上や男女平等を基本とするあらゆる分野の婦人の参加の促進等、昭和63年（1988年）までの10年間の施策の方向や目標を明らかにした。

そして、法律や制度面では「男女雇用機会均等法」を制定し、「国籍法」を父系優先血統主義から父母両性系主義へ改正、教育面では家庭科の男女共修への移行など、女性の地位改善を行い、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」を批准した。

また、昭和60年（1985年）に採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を基に、昭和62年（1987年）「西暦2000年に向けての新国内行動計画（新国内行動計画）」を決定し、男女共同参加型社会の形成を総合目標に掲げた。

平成8年（1996年）には、「男女共同参画2000年プラン」が決定された。平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けて全国の自治体取り組みを始めた。

平成27年（2015年）には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられた。また、同年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、①男性中心型労働慣行等の変革、②あらゆる分野における女性の参画拡大、③女性が安心して暮らせるための環境整備、④男女共同参画の視点からの防災・復興対策、⑤女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化、⑥国際的な規範・基準の尊重、⑦地域における推進体制の強化についての視点を改めて強調している。

(2) 神奈川県動き

昭和57年（1982年）に策定した「かながわ女性プラン」をもとに「かながわ女性会議（現 特定非営利法人かながわ女性会議）」を結成し、江の島に「婦人総合センター」（後のかながわ女性センター）を開設した。

そして、昭和62年（1987年）には、時代の潮流を考慮して「新かながわ女性プラン」を策定し、更に平成9年（1997年）には、21世紀にむけ「かながわ女性プラン21」を策定した。

また、平成14年（2002年）には、神奈川県男女共同参画推進条例を制定し、県や事業者及び県民の責務について定め、平成15年（2003年）に男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、平

成20年（2008年）には、「かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）」を策定した。しかし、女性の年齢階級別労働力率における35～39歳の値が全国ワースト2位であるなどの課題や社会環境の変化を踏まえ、男女共同参画を一層推進していくため、平成25年（2013年）に、新たに「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」を策定した。

平成27年（2015年）4月から「かながわ女性センター」は江の島から県藤沢合同庁舎内に場所を移し、「かながわ男女共同参画センター」（愛称：かなテラス）と改称した。

平成30年（2018年）には、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさなどの様々な課題に対し、より実用性のある取組を行うため、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」を策定した。

（3）本市の動き

女性施策の総合的推進を図るため、昭和61年（1986年）に庁内関係各課で構成する「茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会」（平成8年（1996年）「茅ヶ崎市女性行政推進会議」、平成14年（2002年）「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」に改称）を設置した。

また、市民による茅ヶ崎市婦人問題懇話会の提言を経て、平成3年（1991年）に委員13人で構成する「茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会」を設置し、女性に関わる問題を解決するため、平成5年（1993年）に「ちがさき女性プラン」を策定した。

そして、平成5年度（1993年度）から企画部文化室を女性行政の窓口とするとともに、諮問機関として市民で構成する「ちがさき女性プラン推進協議会」を設置した。

平成10年（1998年）に、茅ヶ崎市女性センター（昭和58年（1983年））を現在地に移転、市長室市民活動推進課女性政策担当を茅ヶ崎市女性センター内に設置した。

平成13年（2001年）に「ちがさき男女平等参画プラン」を策定し、その推進、調査研究及び啓発事業の実施に努めてきた。

平成14年（2002年）に企画部男女参画社会課となり、女性の生活上の様々な悩みを相談する窓口として、「女性のための相談室」を同年10月に開設した。

平成17年（2005年）には、新たに4つの重点的に取り組むべき課題等を設定し、「ちがさき男女平等参画プラン」を見直し、改訂を行った。

平成22年度（2010年度）には文化生涯学習部男女共同参画課となり、「ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成23年度～27年度）を策定した。

平成24年度（2012年度）に条例改正を行い、平成25年（2013年）4月1日に茅ヶ崎市女性センターを茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（愛称：いこりあ）（以下、「男女共同参画推進センター」という。）と改称した。

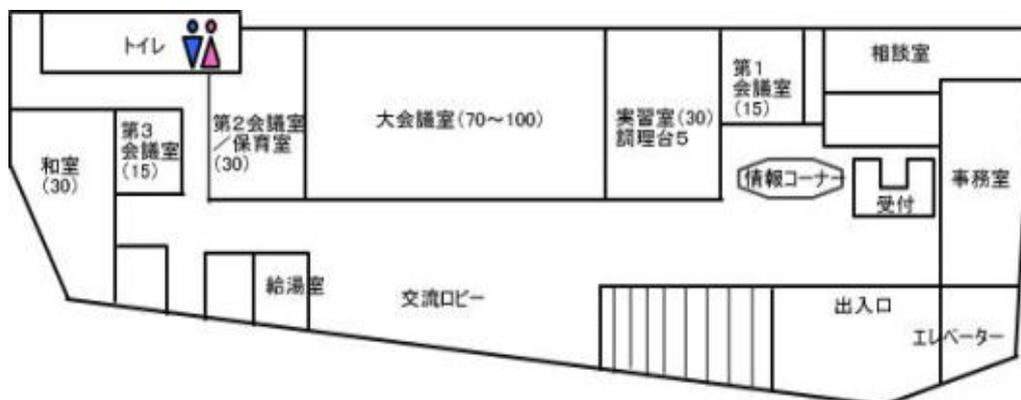
平成27年（2015年）には、更なる男女共同参画社会の形成の推進に向けて「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成28年度～32年度）を策定した。

2 施設の概要

- (1) 設置目的 男女共同参画社会の実現をめざし、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため。
- (2) 所在地 〒253-0044
茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階
- (3) 床面積 887.25㎡
貸出面積 311.98㎡
- (4) 概要

会議室名	定員	面積	特徴
大会議室	100人	103.70㎡	講演会や会議に使用できます。軽度の体操は可能です。
第1会議室	15人	24.14㎡	小規模の会議に使用できます。
第2会議室	30人	48.25㎡	おもちゃや絵本があり、保育室としても使用できます。
第3会議室	15人	24.41㎡	小規模の会議に使用できます。
和室	30人	47.48㎡	会合のほか、少人数の体操も可能です。
実習室	30人	64.00㎡	調理実習ができます。調理台は5台あります。

(5) 配置図



(6) 開館日時

開館日 毎週月曜日から土曜日まで
利用時間 午前 9時00分～12時30分
午後 12時30分～17時00分
夜間 17時00分～21時00分
(ただし、7月から9月まで夜間21時30分まで開館)
休館日 日曜日、年末年始(12月28日から1月3日まで)

3 施設管理事業

男女共同参画推進センターでは、皆様に安心して利用していただけるよう施設を管理し、その他各種サービスを実施している。

(1) 建物管理業務

警備、消防用設備保守点検、昇降機保守点検、空調換気扇点検、電気設備保守点検、自動ドア保守点検、冷温水機・空調設備保守点検、加圧ポンプユニット保守点検をビル管理会社と共に実施している。

(2) 各種サービス

No.	項目	内容
1	電子複写機	1面につき10円
2	印刷機	用紙持参(製版1回につき500枚まで100円)
3	テレビ、ビデオ	無料
4	CDラジカセ	無料
5	図書	無料、閲覧及び貸出し。貸出期間は14日間
6	ビデオテープ	無料、貸出し、貸出期間は14日間
7	掲示板	無料、団体のポスターやチラシの掲示
8	コインロッカー	無料、コイン式ロッカー
9	給湯設備及び備品	無料、急須及び湯飲みの使用可能



男女共同参画推進センターいこりあ 図書コーナー

(3) 施設の利用状況

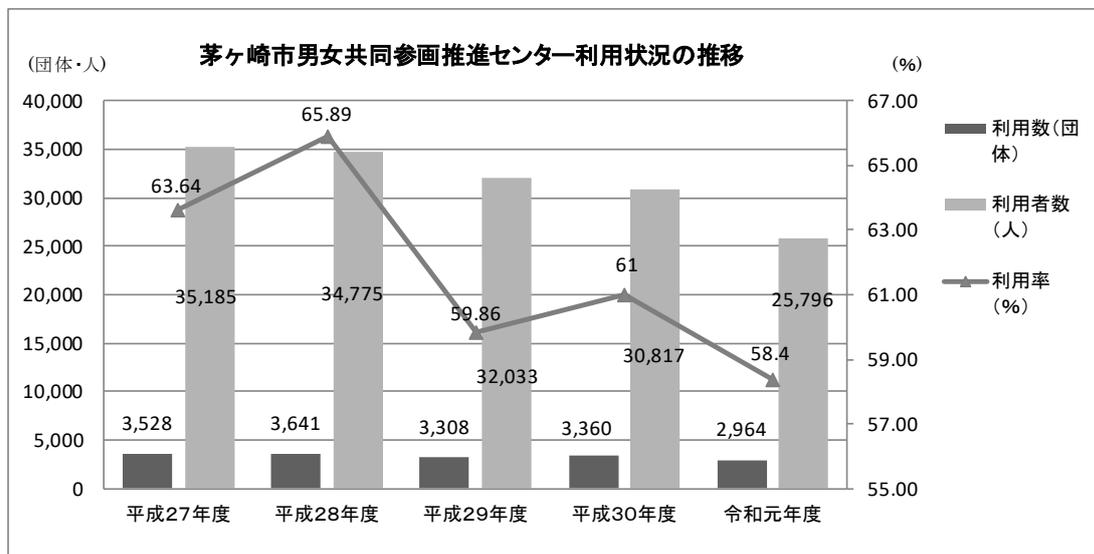
場 所	区分	団体	男性	女性	合計	*利用率
大会議室	午前	241	517	2,853	3,370	85.5%
	午後	222	699	2,269	2,968	78.7%
	夜間	187	453	806	1,259	66.3%
第1会議室	午前	176	180	1,004	1,184	62.4%
	午後	203	265	1,147	1,412	72.0%
	夜間	133	352	469	821	47.2%
第2会議室	午前	201	136	1,191	1,327	71.3%
	午後	202	97	1,143	1,240	71.6%
	夜間	48	50	205	255	17.0%
第3会議室	午前	175	142	985	1,127	62.1%
	午後	225	207	1,298	1,505	79.8%
	夜間	117	414	380	794	41.5%
和室	午前	233	200	2,190	2,390	82.6%
	午後	227	83	1,478	1,561	80.5%
	夜間	82	268	325	593	29.1%
実習室	午前	143	632	1,448	2,080	50.7%
	午後	121	481	1,340	1,821	42.9%
	夜間	28	21	68	89	9.9%
合計		団体 2,964	人 5197	人 20,599	人 25,796	58.4%

(期間：令和元年4月1日～令和2年2月29日)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年3月1日～3月31日は休館

*利用率＝利用団体数÷開館日数（令和元年度282日）

(4) 利用状況の推移



(5) 会議室を利用できる方

- ①男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者
- ②生涯学習に関する事業を行う団体が市長が適当であると認めるもの
- ③その他市長が適当であると認める者

(6) 利用者の登録について

施設を利用するには、事前に「一般利用団体」としての申請が必要。
登録番号をお持ちでない方は、センターへご来館のうえ、「利用登録申込書」を記入し、申請を行う。

- ①センターで「利用登録申込書」を提出する。
- ②団体ごとに「登録番号」が付与される。
- ③茅ヶ崎市公共予約システムで「登録番号」を使用し、施設の予約をする。

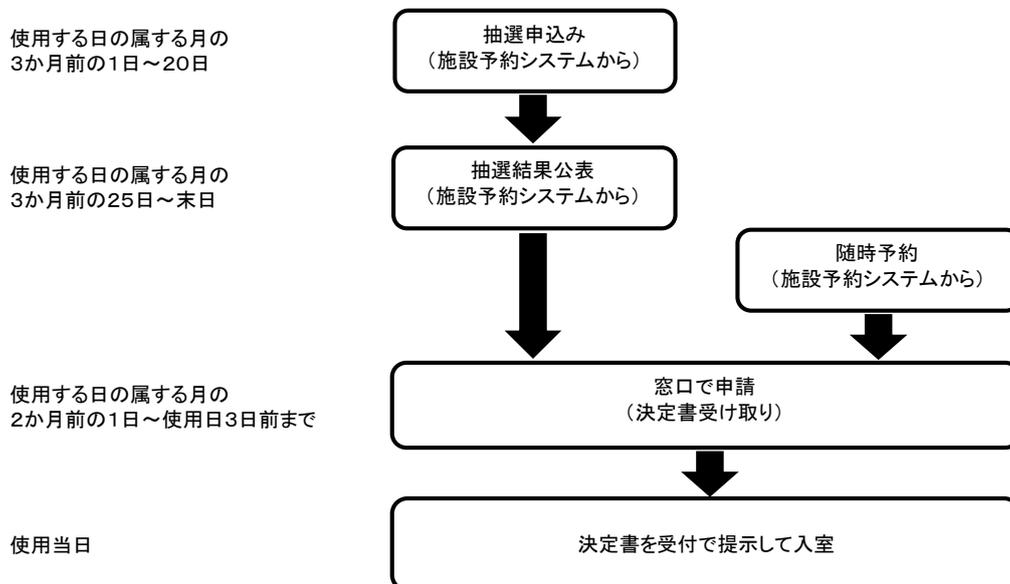
(7) 利用申請手続き

登録番号が付与されたら、茅ヶ崎市公共施設予約システムで施設の抽選の申込みや空き状況の確認、申込手続きをする。

例：9月1日に使用したい場合

- ① 6月1日～20日（抽選申込み） ② 6月25日抽選結果公表
- ③（当選したら）7月1日～8月29日までに窓口で利用申請する。

会議室利用の流れ



※茅ヶ崎市公共施設予約システムは、公共端末（市内39か所）・インターネット・携帯電話で利用できる。

4 令和元年度実施事業

男女共同参画推進センターを活動拠点として、第2次ちがさき男女共同参画推進プランの目標に基づいて、女性問題の解決や女性があらゆる面で力をつけること（エンパワーメント）への支援、啓発講座や研修会を実施している。

(1) 第2次ちがさき男女共同参画推進プラン 基本目標と目標

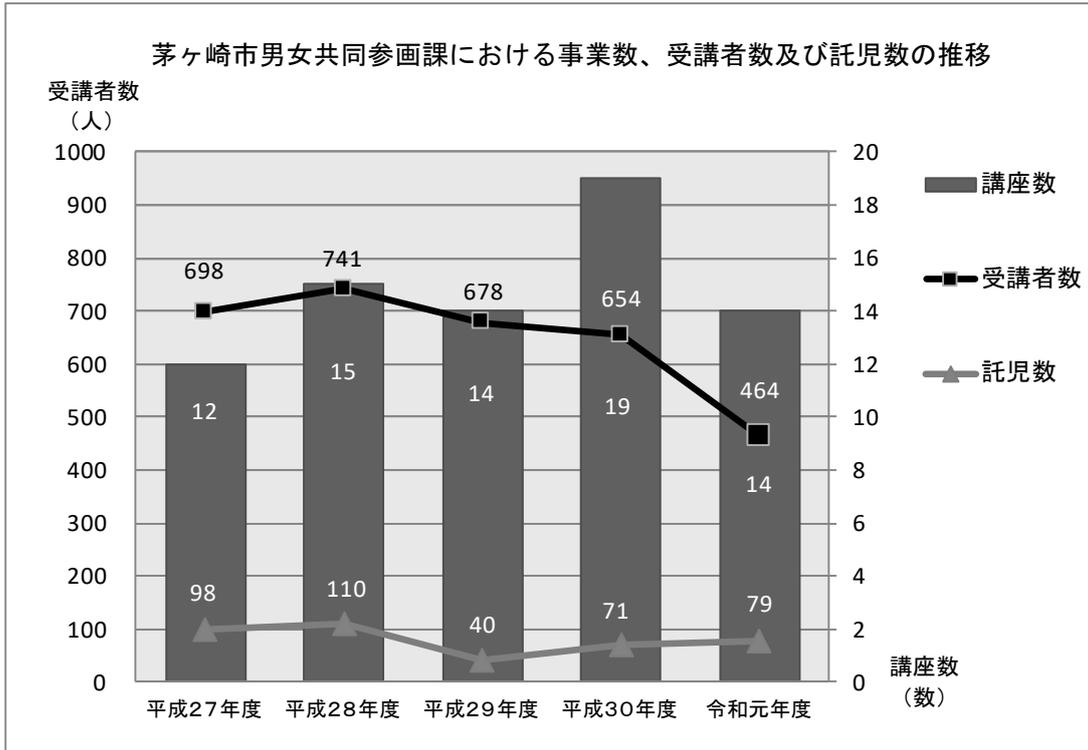
目標 NO.	内 容
基本目標 1	男女共同参画の意識啓発の推進
目標 1	男女共同参画についての理解を促進する
目標 2	平和の尊さを啓発する事業と国際連携および協力を推進する
目標 3	人権尊重に対する理解を促進する
基本目標 2	仕事と生活の両立ができる環境整備の促進
目標 4	働きやすい環境をつくる
目標 5	子育て、介護がしやすい環境をつくる
目標 6	男性の家庭生活や地域生活への参画を進める
基本目標 3	配偶者等に対する暴力の根絶 【茅ヶ崎市DV対策基本計画】
目標 7	暴力根絶のための意識啓発を推進する
目標 8	暴力に関する相談体制の充実を図る
目標 9	暴力の被害者の保護・支援体制を確立する
基本目標 4	生涯を通じた健康づくりと福祉の充実
目標 10	女性の生涯にわたる健康を支援する
目標 11	様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する
基本目標 5	男女が共に参画するまちづくりの推進
目標 12	政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす
目標 13	地域における男女共同参画を推進する

(2) 令和元年度男女共同参画推進事業一覧表

No.	事業名	基本目標	1 意識啓発の推進	2 両立が可能な環境の整備	3 配偶者の等根絶	4 健康づくりと福祉の充実	5 男女が共に参画するまちづくりの推進
男女共同参画週間							
男女共同参画推進センター登録団体によるパネル展示会							
男女共同参画推進事業							
1	先輩パパから学ぶ子育てを楽しむコツ お父さんのためのほしつ☆メソッド			●			
2	先輩パパから学ぶ子育てを楽しむコツ パパと子どものなつやすみ～遊び方講座			●			
3	これから働きたいママのためのプレおしごと講座(共催事業) クラウドソーシングコース ①WEBライター編 ②デザイナー編			●			
4	女性リーダー育成講座 ～自分のタイプを知って、良いチームの作り方を学ぼう～			●			●
5	女性のための護身術講座 ～あなたは自分の身を守れますか?～				●		
6	女性のための、夫婦関係がうまくいくコミュニケーション講座	●			●	●	
7	私が変わる! 働き女子のコミュニケーション術 ～自分を知ってステキな毎日に～			●			
8	これから働きたいママのためのプレおしごと講座(委託事業) ①在宅フリーランスVS地元で雇用 ②お教室開催やものづくりで起業する			●			
9	誰もがチャレンジできる社会を目指して ～指導者が怒らないバレーボール大会の意味～	●					
10	父子クッキング パパとピザを作ってみよう!			●			
11	パパ's絵本プロジェクト 絵本ライブ 「読んで! 歌って! 楽しい読み聞かせ」			●			
12	子どもの未来のために大人ができること ～スマホ・SNSなどのサイバー犯罪予防法を学ぼう～	●					
13	出産ジャーナリストと考える ライフスタイルと「産み時」・「産み方」 ※写真展も同時開催: 令和2年1月6日(月)～18日(土)					●	
14	大学生向けデートDV予防ワークショップ(文教大学)				●		
15	中学生向けデートDV予防ワークショップ(北陽中学校) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				●		
16	サバイバル防災 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止						●
女性に対する暴力をなくす運動週間							
デートDV防止啓発パネル展・冊子の配布							

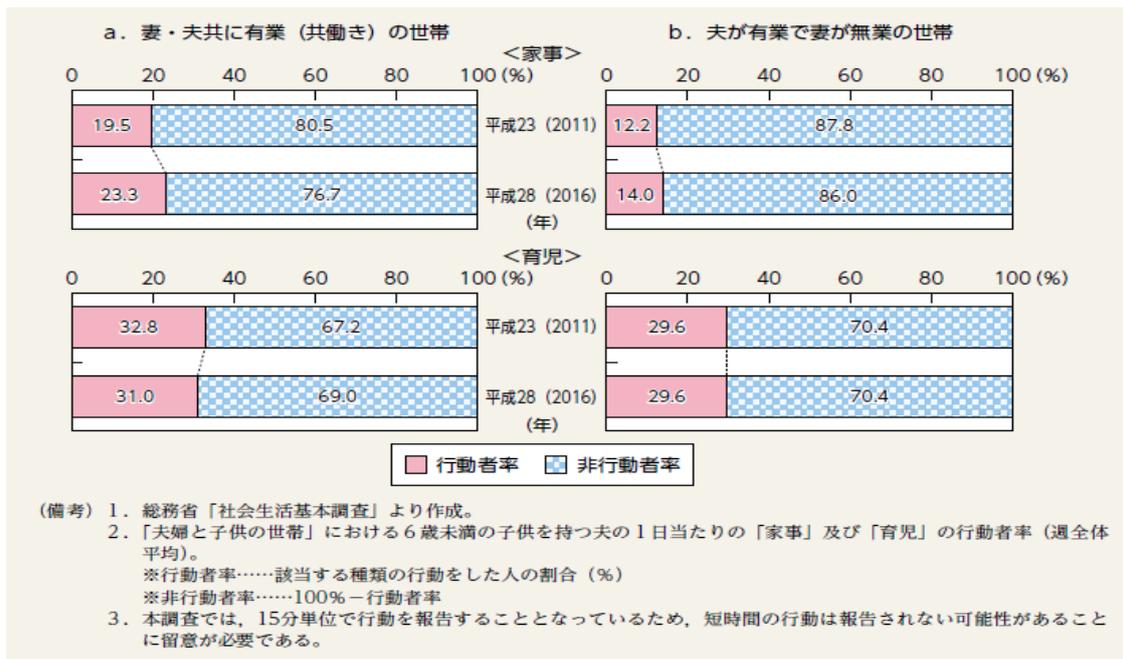
実施日	(回数) 回数	参加 男性	(人) 定員	(人) 受講者	(人) うち 男性	(人) うち 女性	(人) 託 児 数	者 託 児 従 事 者 数 (人)	ペ ー ジ
6月21日～7月12日	19	○	-	-	-	-	-	-	11
8月3日	1	○	45	21	17	4	9	5	12
8月3日	1	○	45	21	17	4	9	5	13
①6月25日 ②7月2日	2	×	各30	のべ53	-	のべ53	のべ20	のべ16	14
7月6日	1	×	30	16	-	16	2	2	15
7月25日	1	×	20	17	-	17	3	3	16
9月5日	1	×	30	20	-	20	5	3	17
9月12日	1	×	30	26	-	26	4	3	18
①10月1日 ②10月15日	2	×	各30	のべ34	-	のべ34	のべ21	のべ15	19
10月26日	1	○	100	78	33	45	1	1	20
11月9日	1	○	親子12組	18	7	11	-	-	21
11月30日	1	○	親子20組	54	28	26	-	-	22
1月10日	1	○	50	40	4	36	3	2	23
1月18日	1	×	30	11	-	11	2	2	24
1月20日	1	○	60	55	23	32	-	-	25
3月3日	1	○	160	-	-	-	-	-	25
3月12日	1	○	親子8組	-	-	-	-	-	26
11月12日～11月25日	-	-	-	-	-	-	-	-	27

(3) 男女共同参画課における事業数、受講者数及び託児数の推移



【参考資料① 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連行動者率】

6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児の実施状況を、1日当たりの行動者率²で見ると、「家事」については、妻・夫共に有業（共働き）の世帯で約8割，夫が有業で妻が無業の世帯で約9割の夫が行っておらず、「育児」については、妻の就業状態にかかわらず、約7割の夫が行っていない。



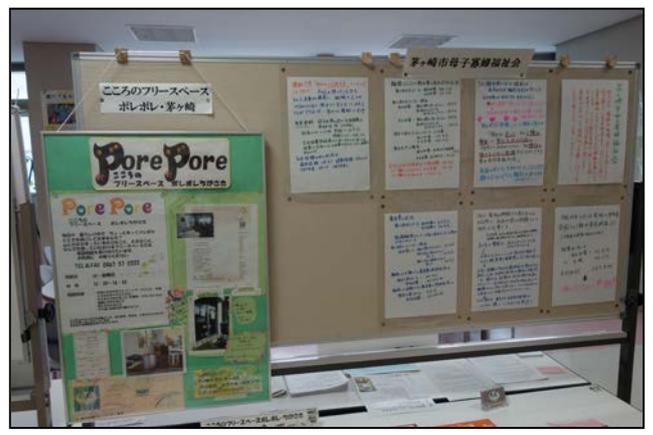
出典：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

(4) 事業内容（男女共同参画週間）

「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月23日公布・施行）を記念して、国では、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。

本市においても、その趣旨に基づき、今年は期間を延長して、令和元年6月22日から7月13日までの間、男女共同参画推進センター登録団体と共催で事業を実施した。

展示名	「男女共同参画週間」 男女共同参画推進センター登録団体によるパネル展示会
プラン	基本目標1 男女共同参画の意識啓発の推進 目標1 男女共同参画についての理解を促進する
日時	6月22日（土）～7月13日（土）
場所	男女共同参画推進センター ロビー
登録団体	国際ソロプチミスト茅ヶ崎、こころのフリースペースポレポレ・ちがさき、茅ヶ崎市食生活改善推進団体、茅ヶ崎市母子寡婦福祉会、ミクシテ「ちがさき男女平等参画プランを推進する会」



(5) 事業内容 (男女共同参画推進事業)

講座名	「楽しく遊ぼう！先輩パパから学ぶ 子育てを楽しむコツ」 お父さんのためのほしつ☆メソッド (子育て練習講座)				
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる 目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める				
日時	8月3日(土) 9時30分～11時				
場所	男女共同参画推進センター 大会議室				
講師	茅ヶ崎市職員 (こども育成相談課)				
対象	0歳～未就学児の子の父親 (これから父親になる方、夫婦も可)				
定員	45人 (申込制・先着)				
内容	子どものほめ方、叱り方、つたえ方を子ども役の講師とのロールプレイを交えながら実践し体験する。				
受講者	21人	男性	17人	託児	9人



楽しく遊ぼう！

先輩パパから学ぶ 子育てを楽しむコツ

令和元年 **8月3日**(土)
9:30～12:30 (9:15より受付開始)

● 9:30～11:00 お父さんのためのほしつ☆メソッド (子育て練習講座)
子どものほめ方・叱り方・伝え方などを練習しながら身につける
講師：長谷川 典雄、小山 鏡星 (いずれも茅ヶ崎市こども育成相談課職員)

● 11:05～12:30 パパと子どものなつやすみ～遊び方講座
普段、なかなかやっくり子どもと遊ぶことのできないパパへ、夏休み子どもといっしょに楽しく遊ぶための情報を学ぶ
講師：森田 寛 さん(心療カウンセラー・パパの心に火をつける講演家)

●会場 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ 大会議室
茅ヶ崎中野町 12-12 茅ヶ崎トラストビル4層

●定員 0歳～未就学児の子の父親(これから父親になる方、夫婦も可) 45人 申込先着順
7月1日(月)から 茅ヶ崎市男女共同参画課へ

●申込 連絡・電話：FAX、郵送、茅ヶ崎ホームページよりお申し込みください。
無料 5か月～未就学児10人 申込制・先着順
7月22日(月)までにお申し込みください。

※台風等、悪天候等により、延期中止の可能性がございます。あらかじめご了承ください。
※個人情報にはお取り扱い、今回の講座事務以外には使用いたしません。

お申込・お問い合わせ 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課
☎ 0467-57-1414 <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

講師プロフィール



長谷川 典雄
茅ヶ崎市こども育成相談課こども育成相談職員



小山 鏡星
茅ヶ崎市こども育成相談課こども育成相談職員



森田 寛 さん
心療カウンセラー・パパの心に火をつける講演家
「パパのほめ方・叱り方・伝え方」をテーマに、子育ての悩みを解決する「ほしつ☆メソッド」を考案し、実際に子育て中の方や子育てを志す方への指導・助言などを通じて、男性が主体的に子育てを楽しみ、家庭や地域で活躍するきっかけを創出している。また、茅ヶ崎市のこども育成相談課で子育て支援アドバイザーとして活動している。

FAX 0467-57-1666

●申込内容

お名前	日付お名前	()
氏名	電話番号	

住所の間違い → 書・郵 送付先を間違われる方は以下に記入ください

住所			
お子さまの氏名	お名前	性別	
1	歳 〇月	歳 〇月	
2			

●会場案内



●公共交通機関をご利用ください

- 茅ヶ崎駅から徒歩5分
- 前野町の駅前にはありません。
- 前野車でご来場される方は、地下1階の駅前町第三自転車駐輪場をご利用ください。
- (前野町駅前徒歩より「茅ヶ崎トラストビル利用車庫」を受け取り、男女共同参画推進センター受付で確認印を貼ってください。)

問合せ
茅ヶ崎市男女共同参画課 男女共同参画推進課
☎ 0467-57-1414 (休曜日・日曜)
〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 12-12
茅ヶ崎トラストビル4層
(茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ内)

講座名	これから働きたいママのためのプレおしごと講座 ※「うみのあお、そらのあお」との共催事業			
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標4 働きやすい環境をつくる			
日 時 及 び 講 師	① 専業主婦からプロに WEBライター編 6月25日(火曜日) 10時~12時 ② 未経験からプロに デザイナー編(終了後に茶話会あり) 7月2日(火曜日) 10時~12時 茶話会 7月2日(火曜日) 12時~13時			
場 所	男女共同参画推進センター 大会議室			
対 象	市内在住の未就学児をもつ母親			
定 員	各30人			
内 容	働きたい意思がありながらも、育児と仕事の両立への不安から具体的な就業準備をしていない母親に対し、自由度の高い働き方が実現しやすい個人事業主という選択を提案することにより、就業への意欲向上・具体的な行動につなげる。			
受講者	のべ53人	男 性		託 児 のべ20人

ママのためのプレおしごと講座

“家庭に軸足を置きながら緩やかにキャリアを積み” 柔軟な働き方をもっと選びやすく

2019年度 【在宅で仕事をしたい方向け】クラウドソーシング活用講座

クラウドソーシングサービスを利用して在宅で仕事をスタートすることを目指す講座です。先駆クラウドワーカーからクラウドソーシングサービスを使った仕事の始め方やステップアップの方法などが学べます。

開催日時 ※2回連続講座(なるべく2回ともご参加ください)
 ①専業主婦からプロに WEBライター編 6月25日(火) 10~12時(9:50受付開始)
 ②未経験からプロに デザイナー編 7月2日(火) 10~12時(9:50受付開始)

開催場所 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいごりあ 茅ヶ崎駅前12-12茅ヶ崎トレストビル4階

対象者 茅ヶ崎市内在住の未就学児をもつ女性 **定員** 30名
受講料 各回1,000円 **申込** 6月20日(木) ※託児開始は6月14日(金)

お申し込み 託児あり(無料、0歳6ヶ月から未就学児対象、定員10名) ※6ヶ月未満児は両席でご受講ください。

講座中の託児が必要な方へ
 講座中の託児は同会場内の別室で行います。託児をご利用の方は、お子様のお名前、性別、年齢(月齢)、ご住所をお申込フォームにご入力ください。
 ご利用にあたっての注意事項等を記載した資料を事前に送付させていただきますので、必ずご確認の上、講座当日ご参加ください。また、キャンセルの場合はなるべく早めに事務局へご連絡ください。

① 専業主婦からプロに WEBライター編
講師 WEBライター・エディター 藤澤佳子さん
 クラウドソーシングをきっかけにWEBライター・エディター(記事の執筆や編集をする仕事)になった藤澤さんから、仕事の始め方や広げ方、子どもが幼稚園に通っている時間の使い方について伺います。

② 未経験からプロに デザイナー編
講師 WEB・DTPデザイナー 岸田朋子さん
 デザイン未経験から、独立とクラウドソーシングでの業務を重ねてプロのデザイナー(Webサイトや印刷物のデザインをする仕事)になった岸田さんから、仕事の始め方、広げ方について伺います。

2019年5月20日より申込受付開始

申込方法 うみのあお そらのあお HPにて各講座の申込フォームよりお申込ください。
<http://umiaosorao.com>

お問合せ うみのあお そらのあお 担当: 藤子
info@umiaosorao.com
 メールによるお申し込みは受け付けておりません。

※本質にないお問い合わせはご遠慮ください。お問い合わせは、@umiaosorao.comからのメールを受け取れるよう事前に設定をお願いします。万一、お申し込み後に受付メールが届かない場合はお詫言のメールアドレス宛にご連絡ください。

※本講座「うみのあお、そらのあお」は、『育児が自分らしく仕事と子育てを両立できる社会』を目標として、地域に根ざした働き方を創造・推進する活動を行います。

講座名	女性リーダー育成講座～自分のタイプを知って、良いチームの作り方を学ぼう！～				
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標4 働きやすい環境をつくる 基本目標5 男女が共に参画するまちづくりの推進 目標12 政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす				
日時	7月6日(土) 10時～12時30分				
場所	男女共同参画推進センター 大会議室				
講師	小林 みのりさん (キャリア・コンサルタント)				
対象	女性				
定員	30人 (申込制・先着)				
内容	自己のコミュニケーションの取り方を分析し、リーダーシップスタイルを診断するほか、職場や地域の女性リーダーの心構えや必須スキル、ロジカルシンキングを学ぶ。				
受講者	16人	男性		託児	2人

女性リーダー育成講座

**自分のタイプを知って、
良いチームの作り方を学ぼう！**



知ること

- ✓ 優れた女性リーダーとは
- ✓ リーダーの役割と心構えを知る
- ✓ 自分の行動傾向・対人関係スタイルを分析する
- ✓ メンバーの自主性を引き出し、ゴールに向かって進んでゆける組織づくり

ごんのかにプラス

- ・ 初めてリーダーを任せられ、不安がある
- ・ メンバーのやる気を引き出す指導方法を知りたい

自分らしいスタイルで地域・職場を変えよう！

日時 令和元年 7月6日(土)
10:00～12:30 (9:50より受付開始)

- 講師 小林 みのりさん (キャリア・コンサルタント)
- 会場 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いのりあ 大会議室
- 定員 女性30人 申込制・先着順
- 申込 6月3日(月)から 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター FAX・Eメール・郵便 茅ヶ崎市ホームページよりお申し込みください。
- 託児 無料 6か月～未就学児まで10人 申込制・先着順 6月26日(水)までお申し込みください。
- 持ち物 筆記用具

※台風等、悪天候等により、延期や中止の可能性がございます。あらかじめご了承ください。
※個人情報は適切に扱いますが、今回の講座開催以外には使用いたしません。

お申込・お問い合わせ 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課
☎ 0467-57-1414 <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

講師のご紹介



小林 みのりさん (キャリア・コンサルタント)
平成10年よりフリーの研修講師となり、リクルートグループを中心に各企業での研修を実施。主にビジネススキル・コミュニケーション・組織改善等の研修を行い「ビジネスリーダー」を基本とした心豊かな人材育成にかかわっている。
現在は講師の他に、茅ヶ崎市市民会館においてキャリア・コンサルタントとして勤務。
講師コメント
『女性の活躍』は時代潮流の時代ですが、現場は様々な課題に戸惑う方も多く見られます。リーダーになることの不安や疑問、ビジョンなど受講者の皆さんと話しながら、一緒にプラスの材料を見つけていきましょう。

FAX 0467-57-1666

●申込内容

お名前	日付	()
氏名	電話番号	()

お名前の横線 → 姓・名 ※お名前を登録される方は以下欄にも記入ください

住所	〒		
お子さまの名前			
1	お名前	性別	性別
2	お名前	性別	性別

会場案内



公共の交通機関をご利用ください

- ・茅ヶ崎駅から徒歩5分
- ・自転車での到着はありません。
- ・自転車でご来場される方は、地下1階の駐輪場第三自転車駐輪場をご利用ください。(自転車駐輪場係員より「茅ヶ崎トラストビル利用お針車」を受け取り、男女共同参画推進センター受付で預け入れをお願いします。)

問合せ
茅ヶ崎市男女共同参画推進 男女共同参画推進課
☎ 0467-57-1414 (前課)・日中
☎ 253-0044 茅ヶ崎駅前時間 12-12
茅ヶ崎トラストビル4階
(茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいのりあ内)

講座名	女性のための護身術講座～あなたは自分の身を守れますか？～		
プラン	基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する		
日時	7月25日(木) 13時30分～16時30分		
場所	男女共同参画推進センター 大会議室		
講師	橋本 明子さん (WEN-DOインストラクター)		
対象	小学4年生以上の女性		
定員	20人 (申込制・先着)		
内容	カナダで女性のために開発された『WEN-DO』(自己防衛プログラム)を体験し、手首をつかまれたときのはずし方や声の出し方など、暴力や犯罪から自分自身の力で身を守る方法を学ぶ。		
受講者	17人	男性	託児 3人



女性のための護身術講座 あなたは自分の 身を守れますか？

カナダで女性のために開発された『WEN-DO』(自己防衛プログラム)を体験してみませんか。魔術やセクハラなど、「いやな感じがする」「なんだかわい」「こんな感じが嫌い」と感じる時、自分の身を守る力となります。まずは、手首をつかまれたときのはずし方や声の出し方など小さな力で効果的に身を守る動作を学びます。

日時 令和元年 7月25日(木)
13:30～16:30 (13:15より受付開始)

母様までのご参加大歓迎!

- 講師 橋本 明子 (はしもと ありこ) さん、『WEN-DOインストラクター』
- 会場 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ 大会議室
- 対象 茅ヶ崎市新築町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階
- 対象 小学4年生以上の女性
- 定員 20人 申込制・先着順
- 申込み 令和元年7月1日(月)から7月23日(火)17時までの間に、茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 電話、FAX、郵便、茅ヶ崎市ホームページよりお申し込みください。
- 料用 6か月～未就学児10人 申込制・先着順 7月12日(金)までにお申し込みください。
- キャンセル 開催までお参加ください。(スカート不可)
- 服装 やすい靴・服装でご参加ください。
- タオル・飲み物をお持ちください。
- 交通 茅ヶ崎駅
- 会場 **いこりあかなテラス**

※台風等の悪天候などにより、延期や中止の可能性がございます。あらかじめご了承ください。
※個人情報保護の観点から、今回の講座参加以外には使用いたしません。

お申込・お問合せ 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課
☎ 0467-57-1414 <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

講師のご紹介 **橋本 明子さん『WEN-DOインストラクター』**



平成16年8月『WEN-DO』Speaker's Bureau 講師を依頼。
平成16年8月『WEN-DO』Instructor 講師を依頼。
平成17年より茅ヶ崎市防犯協会防犯講座を担当。
茅ヶ崎防犯協会防犯講座講師。
CAMPのボランティア。
防犯講座「防犯講座アシスタント」講師を務めた。
平成17年より茅ヶ崎防犯協会防犯講座を担当。
平成17年より茅ヶ崎防犯協会防犯講座を担当。
平成18年4月防犯協会防犯講座アシスタントボランティア防犯講座「防犯講座アシスタント」を担当。
【資格】防犯協会防犯講座「防犯講座アシスタント」(平成18年 3月)、防犯協会防犯講座「防犯講座アシスタント」(平成18年 3月)、防犯協会防犯講座「防犯講座アシスタント」(平成18年 3月)

FAX 0467-57-1666

●申込内容

お名前	性別	日中連絡先	()
氏名		電話番号	()
お名前	性別	日中連絡先	()
氏名		電話番号	()

お申し込みの欄 一 覧 ・ 欄 印刷用を掲載される方は以下欄にご記入ください

住所	〒		
お申し込みの氏名	お名前	性別	
1	男	女	男
2	男	女	男

会場地図



公共の交通機関をご利用ください
 ・茅ヶ崎駅から徒歩5分
 ・新築町立駐車場はありません。
 ・前橋までお乗車される方は、地下1階の駅交り第三前橋駅前乗降場をご利用ください。
 (前橋駅前乗降場より「茅ヶ崎トラストビル」利用乗降場)を受け取り、男女共同参画推進センター受付で乗降日を受けてください。

問合せ
 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 男女共同参画推進課
 ☎ 0467-57-1414 (相談：日曜)
 ☎ 253-0044 茅ヶ崎市新築町12-12
 茅ヶ崎トラストビル4階
 (茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ内)

講座名	女性のための、夫婦関係がうまくいくコミュニケーション講座				
プラン	基本目標 1 男女共同参画の意識啓発の推進 目標 1 男女共同参画についての理解を促進する 基本目標 3 配偶者等に対する暴力の根絶 目標 7 暴力根絶のための意識啓発を推進する 基本目標 4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実 目標 1 1 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する				
日時	9月5日(木) 10時~12時				
場所	男女共同参画推進センター 大会議室				
講師	中野 満知子さん(特定非営利活動法人アサーティブジャパン認定講師)				
対象	女性				
定員	30人(申込制・先着)				
内容	相手を尊重しつつ、自分の要望や提案を誠実に伝えて問題解決を図るアサーションの考え方を、ロールプレイを交えながら取り入れ、夫婦間のコミュニケーションを円滑にする方法を学ぶ。				
受講者	20人	男性		託児	5人

女性のための、
**夫婦関係がうまくいく
コミュニケーション講座**

こんな方にオススメ

- ✓ 話を聞いてくれない夫に、ちゃんと話を聞いてもらいたい
- ✓ 夫と会話すると、イライラ、モヤモヤする
- ✓ 夫の顔色をうかがって我慢することがある
- ✓ 言いたいことを伝えるようになりたい
- ✓ 相手を責めて喧嘩してしまつて関係を悪化したい

夫婦がお互いに思いやりを持って暮らせる関係になるための具体的な話し方や行動が学べます！

日程 令和元年 **9月5日(木)**
10時~12時 (9時45分より受付開始)

- 講師 中野 満知子さん(特定非営利活動法人アサーティブジャパン認定講師)
- 会場 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ 大会議室
茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4層
- 定員 女性30人 申込制・先着順
- 申込 令和元年8月1日(木)から 茅ヶ崎市男女共同参画課へ
直接、電話、FAX、郵送、茅ヶ崎市ホームページよりお申し込みください。
- 料 金 無料 6か月~次就学児まで5人 申込制・先着順
8月29日(木)までにお申し込みください。
- 持ち物 筆記用具

※台風等、悪天候等により、延期や中止の可能性がございます。あらかじめご了承ください。
※個人情報は適切に取扱い、今回の講座事務以外には使用いたしません。

お申込・お問い合わせ 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課
☎ 0467-57-1414 <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

講師のご紹介



中野 満知子さん(特定非営利活動法人アサーティブジャパン認定講師)

札幌生まれ。1989年専主グループを設立。女性学を学びながら、講演や講演会などを企画、実施。ミニコミ紙発行などの活動も続ける中、1995年アサーティブトレーニングに出会う。その後トレーナーとしての研修を積み、98年、中野の生とアサーティブジャパンを立ち上げた。12年警察検閲局を築いたのち退任。現在、アサーティブジャパン認定講師として活躍中。

FAX 0467-57-1666

●申込内容

お名前	お電話番号	性別	()
氏名	電話番号		

住所の欄 → 市・区 市町村を希望される方は以下欄にご記入ください

住所			
お子さまの名前	おのり名		
1	性別	年齢	性別
2	性別	年齢	性別

会場案内



公共の交通機関をご利用ください

- 茅ヶ崎駅から徒歩5分
- 自歩道の設置はあります。
- 自転車でご来場される方は、地下1階の新栄町三向交差点直進を右折してください。
〔自転車駐輪場より〕茅ヶ崎トラストビル(向かい側)を右折し、男女共同参画推進センター受付で確認を受けてください。

問合せ
茅ヶ崎市男女共同参画課 男女共同参画推進係
☎ 0467-57-1414 (相談日: 日曜)
〒253-0084 茅ヶ崎市新栄町12-12
茅ヶ崎トラストビル4層
(茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ内)

講座名	私が変わる！働き女子のコミュニケーション術～自分を知ってステキな毎日に～			
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標4 働きやすい環境をつくる			
日時	9月12日(木) 10時～12時			
場所	男女共同参画推進センター 大会議室			
講師	和香 絢子さん(和アロマライフィニストラクター)			
対象	女性			
定員	30人(申込制・先着)			
内容	自己のコミュニケーションの取り方を分析し、職場や地域で活躍するための心構えや必須スキルを学ぶ。			
受講者	26人	男性		託児 4人

私が変わる！ 働き女子の コミュニケーション術

～自分を知って
ステキな毎日に～

こんな方にオススメ

- ✓ 出産などでプランクがあり、再就職が不安
- ✓ 今までとは違う自分で働きたい
- ✓ とにかく自分を磨きたい
- ✓ 自分自身を見つめ直してみたい

日時 令和元年9月12日(木)
10時～12時(9時50分から受付開始)

場所 男女共同参画推進センター いこりあ 大会議室

講師 和香 絢子さん(和アロマライフィニストラクター)
対象 女性30人(申込制(先着)>
申込 8月7日(水)から電話、FAX、茅ヶ崎市ホームページよりお申し込みください

託児 無料(6か月～未就学児5人(申込制(先着)>
9月5日(木)締切

※本講座は応募人数により、講座中止をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。当日の開催状況には変更いたします。

お申し込み・お問い合わせ
茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課
☎ 0467-57-1414 FAX0467-57-1666 HP <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

講師プロフィール 和香 絢子(わこうあやこ) さん

社長秘書と全社の採用・教育を兼任。作法と心理学を学ぶ。退職後、アロメインストラクター兼セラピストとなる。キャリアコンサルタント国家資格取得。過去面接人数は4,000名近く。現在はそれらの経験を活かし、和アロマライフィニストラクターとして、作法とアロマ、心理学を取り入れた生活を豊かにするための講座講師を数多く務める。1児の母として子育て奮闘中。

FAXでお申し込みの方はこちらの参加申込書をご利用ください

私が変わる！働き女子のコミュニケーション術 ～自分を知って、ステキな毎日に

男女共同参画課 宛 FAX 0467-57-1666

(ふりがな)氏名			
日中につなげる電話番号			
託児の希望	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	

※ 託児を希望される方は以下もご記入ください

住所	おさまの氏名	ふりがな	年齢	性別
1			歳 か月	
2			歳 か月	

会場地図

公共交通機関をご利用ください
・茅ヶ崎駅から徒歩5分
・自動車の駐車場はありません。
・自転車でご来場される方は、地下1階の新栄町第三自転車駐車場をご利用ください。
(自転車駐車場係員より「茅ヶ崎トラストビル利用者駐車券」を受け取り、男女共同参画推進センター受付で確認印を受けてください。)

問い合わせ先
茅ヶ崎市男女共同参画課 男女共同推進担当
☎ 0467-57-1414 (休館日: 日曜)
〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町12-12
茅ヶ崎トラストビル4階
(茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ内)

講座名	2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）広域連携事業 男女共同参画特別講演会 誰もがチャレンジできる社会を目指して ～指導者が怒らないバレーボール大会の意味～				
プラン	基本目標1 男女共同参画についての理解を促進する 目標3 人権尊重に対する理解を促進する				
日時	10月26日（土） 13時30分～15時				
場所	藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室				
講師	益子 直美さん（スポーツキャスター、女子バレーボール元全日本代表）				
定員	100名（申込制・先着）				
内容	スポーツの分野でパワハラ撲滅を目指す講師から、指導者が怒ることにより、選手がどのような影響を受けるのか、怒らない指導の方法、怒りのコントロール方法について学ぶ。				
受講者	78名	男性	25名	託児	1名

2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）広域連携事業 男女共同参画特別講演会

誰もがチャレンジできる社会を目指して

～指導者が怒らないバレーボール大会の意味～

指導者で指導者が「怒る」指導は、子どもたちの想像を興わせ、スポーツの楽しさや自主性、可能性を奪ってしまいます。これは社会や家庭でも同様で、「パワハラ」や「DV」など、立場や能力を背景に相手にコントロールすることは、個人の自主性や可能性を奪うことにつながります。益子さん自身の指導者経験や、指導者が怒らない大会の開催での可能性を伸ばし、様々なことにチャレンジすることができる社会の実現に向けて、この機会に考えてみませんか。

講師
益子 直美 氏
スポーツキャスター
女子バレーボール元全日本代表



日程 2019年 10月26日（土）
（令和元年）
午後1時30分～午後3時（開場：午後1時）

会場 藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室

定員 100人（事前申し込み制・先着順）

申し込み方法 10月1日（火）から2市1町の各担当課へ電話・FAX・Eメールまたは各市町のホームページで電子申請で
①住所 ②氏名（ふりがな） ③電話番号
④託児の有無【子どもの名前（ふりがな）・年齢・性別】をご記入のうえ、お申し込みください。
● 託児：2歳以上の未就学児8名まで（要予約・先着順）10月11日までにお申し込みください。
● 手続滞りあり ● 要約筆記：事前申し込み制（ご希望の方は10月11日までにお申し出ください）

参加費無料
10月1日（火）から受付開始!

申し込み・問い合わせは下記各市・町へ（受付は平日午前9時～午後5時）

藤沢市 人権男女共同参画課 藤沢市役所本庁舎5階 TEL 0466(50)3501 FAX 0466(50)8436	茅ヶ崎市 男女共同参画課 茅ヶ崎市役所12-12 茅ヶ崎トピアビル4階 TEL 0467(57)1414 FAX 0467(57)1666	寒川町 総務文化推進課 寒川町役所本庁舎106号室 TEL 0467(74)1111（内線274） FAX 0467(74)9141
--	---	--

【主催】 藤南広域連携協議会 【共催】 2市1町人権・男女共同参画推進協議会（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）
【協賛】 全国財団法人神奈川県市町村長協会
※この冊子は、著作権保護（リマージンや複製）の取扱いに注意し、転載を禁じます。



講座名	父子クッキング パパとピザを作ってみよう！			
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める			
日時	11月9日(土) 10時15分～14時			
場所	男女共同参画推進センター 大会議室 実習室			
講師	茅ヶ崎市食生活改善推進団体			
対象	小学生の子とその父親			
定員	12組(申込制・先着)			
内容	クッキングに父子で参加することで、固定的役割分担意識をなくし、男性の家庭参画と地域参画に繋げる。 また、子どもの頃から男女共同参画の意識を高めると共に、食育の大切さを知り、父子で楽しく協力しながら実習する。 料理のメニューは、ピザ2種、野菜スープ、紅茶パインゼリー			
受講者	18人	男性	7人	託児 0人



父子クッキング講座
パパとピザを作ってみよう!
野菜スープとゼリーも作っちゃおう!

令和元年**11月9日(土)**10時15分～14時
場所 男女共同参画推進センター いこりあ 大会議室

講師 茅ヶ崎市食生活改善推進団体
対象 小学生の子とその父親 12組(申込制・先着)
申込 10月1日(火)～31日(木)に電話、FAX、茅ヶ崎市ホームページよりお申し込みください。
費用 1人400円
持ち物 エプロン、三角巾、ふきん、タオル(各自お持ちください)
託児 無料 6か月～未就学児5名(申込制・先着)
10月25日(金)締切
*台数などの順天候により、開催を中止させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課
☎ 0467-57-1414 <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



講師のご紹介 ～茅ヶ崎市食生活改善推進団体～
「おいしく、楽しく、健康に」をスローガンに公民館、いこりあ等で健康、食育、健康等を推進しているボランティア団体です。市役所各課、公民館等の要約を受け、料理教室等の講師として活動をしています。健康増進課と男女共同参画課の共催事業マタニティクッキング、男女共同参画課主催の父子クッキングでは父親も育児や食育に関心を持ち、積極的に参加して子どもと一緒に料理することで一層仲良くねれ、料理の楽しさも知ってもらえるように活動しています。

(※ FAXでお申し込みの方はこちらの参加申込書をご利用ください)
父子クッキング講座 パパとピザを作ってみよう!
男女共同参画課 宛 FAX 0467-57-1666

※ 託児費等送付のため、託児ご希望の方はご住所をご記入ください。

(ふりがな) 氏名(父)		アレルギー あり・なし
(ふりがな) 氏名(子)	学年 年生	アレルギー あり・なし
(ふりがな) 氏名(子)	学年 年生	アレルギー あり・なし
電話番号		
託児の希望	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
住所		
託児希望の場合		
お子さまの名前 (ふりがなもお願ひします)	年齢 (例:1歳2か月)	性別
1		
2		

※ ご記入いただいた個人情報厳格に取り扱い、今回の講座以外には使用しません。
公共の交通機関をご利用ください
・茅ヶ崎駅から徒歩5分
・自転車の駐車場はありません。
・自転車でご来場される方は、地下1階の新栄町第三自転車駐車場をご利用ください。
(自転車駐車場係員より「茅ヶ崎トラスビル利用券(駐車券)」を受け取り、男女共同参画推進センター受付で確認印を受けてください。)

会場案内



問い合わせ
茅ヶ崎市男女共同参画課 男女共同参画担当
☎ 0467-57-1414 (休館日:日曜)
〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 12-12
茅ヶ崎トラスビル4階
(茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ内)

講座名	パパ'S 絵本プロジェクト 絵本ライブ「読んで！歌って！楽しい読み聞かせ」				
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる 目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める				
日時	11月30日(土) 10時～12時				
場所	茅ヶ崎市立図書館 第1会議室				
講師	安藤 哲也さん(株)バックボーン・フューチャー代表) 西村 直人さん、田中 尚人さん(パパ'S絵本プロジェクト)				
定員	100人(申込制・先着) 0歳～未就学児の父親(母親)、プレパパ(ママ)を対象				
内容	子どもとの遊び方を中心に、男性が主体的に子育てを楽しみ、家庭や地域でイキイキ活躍するための極意を学ぶ。				
受講者	54人	男性	17人	託児	0人

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体企画事業

読んで！ 歌って！

パパ'S絵本プロジェクト 絵本ライブ

楽しい読み聞かせ

パパによる絵本の読み聞かせ&歌ユニット「パパ'S絵本プロジェクト」による、歌や音楽を組み合わせて読み聞かせる「絵本ライブ」を開催します。「お父さんならでは」の絵本の遊び方を楽しんでみませんか

日時 11月30日(土) 10時～12時 (受付9時45分)

場所 図書館

パパ'S絵本プロジェクトの所属者さん(左)、西村直人さん(中央)、田中尚人さん(右)

対象 0歳～未就学児の父親と子20組(申込制(先着))
(これから父親になる方。夫婦での参加可)
申込 10月23日(水)～11月25日(月)に☎(57)1414またはFAX、市HPで

※台費などの雨天順により、開催を中止させていただきます。
※ご参加いただいた方へは参加費は無料です。当日は現金での申し込みはできません。
※募集開始の順により、女性のみ参加は二連発させていただきます。あらかじめご了承ください。
※都合によりやむを得ず内容等が変更になる場合がございます。

お申し込み・お問い合わせ
茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課
☎ 0467-57-1414 FAX 0467-57-1666 HP <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

詳細・申込ホームページ

講師プロフィール パパ'S絵本プロジェクト

2003年5月、仕事で知り合った育児中のパパさんたちがお互いの育児の苦労話や、子どもに読んだ本の話で盛り上がり、「なんかやろうか!」の一言で始まったのが「パパ'S絵本プロジェクト」。それから15年間、日本全国で活動を展開し、各地で影響を受けた「絵本を読むパパチーム」が続々と誕生している。

FAXでお申し込みの方はこちらの参加申込書をご利用ください

パパ'S絵本プロジェクト 絵本ライブ 読んで!歌って!楽しい読み聞かせ

男女共同参画課宛 FAX 0467-57-1666

(ふりがな) パパの氏名

ママも一緒に参加しますか はい いいえ (ふりがな) ママの氏名

日中につながる電話番号

※一緒に参加するお子さんをご記入ください

	お名前	ふりがな	年齢	性別
1			歳 か月	
2			歳 か月	

会場地図

公共交通機関をご利用ください
・JR茅ヶ崎駅南口 徒歩7分程度
・自転車の駐車場はありません。
・お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

【会場】
茅ヶ崎市立図書館
〒253-0053
茅ヶ崎市東海岸北一丁目4番55号
☎0467-87-1001

【問い合わせ】 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター
〒253-0044 茅ヶ崎市新街町12-12 茅ヶ崎トラスビル4階茅ヶ崎市男女共同参画推進センター(1階あり)
☎0467-57-1414(休館日:日曜) FAX0467-57-1666

講座名	神奈川県警サイバー犯罪対策課 ミニ・インターネット安全教室 子どもの未来のために大人ができること。～スマホ・SNSなどのサイ バー犯罪予防法を学ぼう～				
プラン	基本目標1 男女共同参画の意識啓発の推進 目標3 人権尊重に対する理解を促進する				
日時	1月10日(金) 10時～12時				
場所	男女共同参画推進センター 大会議室				
講師	如野 智喜さん(神奈川県警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課 情報セキュリティアドバイザー)				
定員	50人(申込制・先着)				
内容	メディアリテラシーの不足やSNS等の引き起こすネットの危険性につ いて、その特徴と実態を理解し、犯罪の加害者および被害者になる ことを防止のための方策を考える。子どもへのスマートフォン等の普 及状況をふまえ、子どもの頃からの男女共同参画の啓発とともにメデ ィア対策を含め、情報の取捨選択の必要性について意識啓発を図る。				
受講者	40人	男性	4人	託児	3人

神奈川県警 サイバー犯罪対策課 ミニ・インターネット 安全教室

子どもの未来のために 大人ができること。

～スマホ・SNSなどの
サイバー犯罪予防法を学ぼう～

近年、LINEやツイッターなどの「SNS」や「オンラインゲーム」などのアプリを利用して、誰とも交流できるようになりました。しかし、便利になった反面、最近ではSNS上での「いじめ」や、安易な情報発信などによる「プライバシーの流出」「リベンジボルノ」といった犯罪に巻き込まれる危険性や、軽い気持ちでSNSに投稿した動画や写真、ネット上の発言が、実は犯罪を引き起こすことになる危険性があります。子どもたちを被害者や加害者にさせないために、大人ができることを一緒に考えてみませんか。

- 日時 令和2年1月10日(金) 10時～12時 参加無料
(事前申込制)
- 会場 男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室
(茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラスビル4階)
- 定員 50人
※託児あり 6か月から未就学児まで5人(申込制・先着順)
- 講師 神奈川県警察本部 生活安全部 30 ともみ
サイバー犯罪対策課 情報セキュリティアドバイザー 如野 智喜 さん

申し込み [申し込み締め切り: 令和2年1月6日(月) 17時まで]

- 申し込み・お問い合わせ先 (男女共同参画課)
 - ・ 電話の場合 (土日祝・年末年始を除く8時30分から17時まで受付)
0467-57-1414
 - ・ FAXの場合 (チラシ裏面を使用)
0467-57-1666
 - ・ 市ホームページからの場合
茅ヶ崎市ホームページの申し込みフォームからお申し込みください。
- 託児申し込み期間 **12月20日(金)17時まで** 詳細・申込ホームページ

※ご連絡いただきました個人情報は適正に取り扱い、今回の講座以外には使用いたしません。
※台風などの悪天候により、講座を中止させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

主催：茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 / 茅ヶ崎市教育委員会教育推進部教育政策課

会場のご案内・FAX申込書は裏面にございます。
※会場のご案内は必ずご確認ください。

会場のご案内・FAX申込書

会場のご案内

公共交通機関をご利用ください
・茅ヶ崎駅から徒歩5分
・自動車の駐車場はありませんので、お車での
ご来場はご遠慮ください。
・自転車でご来場される方は、地下1階の
新栄町第三自転車駐車場をご利用ください。
(自転車駐車場係員より「茅ヶ崎トラスビル
利用者駐車券」を受け取り、男女共同参画推進
センター受付で確認印を受けてください。)

子どもの未来のために大人ができること。
～スマホ・SNSなどのサイバー犯罪予防法を学ぼう～

FAX 申込書

男女共同参画課 宛 (FAX 0467-57-1666)

申し込み内容	
ふりがな	日中つながる電話番号 ()
氏名	
託児の希望 (右の欄のどちらかに○を記載いたします)	有 ・ 無

※託児の希望が有の方は、以下にも記入ください。

託児申し込み内容			
住所	〒		
お子さまの名前		ふりがな	性別
1			歳 月
2			歳 月

講座名	大学生向けデートDV予防ワークショップ			
プラン	基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する			
日時	1月20日(月) 16時50分~18時			
場所	文教大学湘南校舎 6号館1階6108教室			
講師	阿部 真紀さん(認定NPO法人エンパワメントかながわ)ほか2人t			
対象	文教大学国際学部(3・4年生)			
定員	50人			
内容	デートDVとは何か、予防のためにできることはどんなことか、デートDVを発見した際の対応方法について考えるワークショップを行う。			
受講者	55人	男性	23人	託児

講座名	中学生向けデートDV予防ワークショップ			
プラン	基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する			
日時	3月3日(火) 13時30分~15時			
場所	北陽中学校 体育館			
講師	阿部 真紀さん(認定NPO法人エンパワメントかながわ)他2人			
対象	北陽中学校(3年生)			
定員	60人			
内容	デートDVとは何か、予防のためにできることはどんなことか、デートDVを発見した際の対応方法について考えるワークショップを行う。 北陽中学校の授業時間(13時30分~15時 質問タイム20分含む)の90分間を使って、ワークショップを行う。			
受講者	-	男性	-	託児

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止

講座名	かんたん！おいしい！非常食プチクッキング 子どもと一緒にサバイバル防災			
プラン	基本目標 5 男女が共に参画するまちづくりの推進 目標13 地域における男女共同参画を推進する			
日時	3月12日(木) 10時~12時			
場所	小和田公民館 実習室			
講師	水島 将隆さん(日本防災士会湘南支部理事)			
対象	親子			
定員	8組(申込制・先着)			
内容	母親と子供しかいない時間帯に地震が発生した場合を想定し、実際に避難場所まで歩いて避難行動をとってもらい、問題点や難しい点などを確認する。また災害時に役立つパッキングでの料理も体験する。			
受講者	-	男性	-	託児

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止

かんたん！おいしい！非常食プチクッキング 共催 小和田公民館

子どもと一緒に サバイバル防災

お子さんと過ごす平日の屋間に災害に遭遇したら？
もしもの時に、自分たちでできることを体験し考えてみましょう！

日時 令和2年3月12日(木)
午前10時~12時30分

場所 小和田公民館 実習室

対象 親子8組<申込制(先着)>

講師 水島将隆さん(日本防災士会湘南支部理事)

申込 2月10日(月)~ 申込受付開始

託児 6か月~未就学児5人<申込制(先着)>
3月2日(月)までに申込

お知ろせ
「これは絶対に持っていかなければ！」と思うものを各自で考えて参加しましょう。また、避難時だけでなく、キャンプにも大活躍の非常食プチクッキングを実際に体験しましょう。

※ 食物アレルギーのある方は事前に要相談

申込・問合せ 男女共同参画課 ☎0467(57)1414

講師プロフィール 水島将隆(みずしま まさたか) さん

茅ヶ崎市在住。特定非営利活動法人日本防災士会湘南支部理事、学校防災教育アドバイザーとして県立高等学校に対し、防災ワークショップを展開。

- 防災活動スローガン-自分の命は自分で守る、最後の精神で助け合う。
- 家庭の防災4原則:1. 減らせるな(家具の転倒防止など)
- 2. 水は十分保管(3L/人/日がベース)
- 3. 緊急トイレの用意(厚紙など)
- 4. ガスコンロのおガスボンベの備蓄(直上コンロ)

-----FAXでお申し込みの方はこちらの参加申込書をご利用ください-----

かんたん！おいしい！非常食プチクッキング 子どもと一緒にサバイバル防災
男女共同参画課 ☎ FAX 0467-57-1666

氏名	(親)	姓	名	年	月
	(子)	姓	名	年	月
日中につなげる電話番号					
食料アレルギーの有無		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし		
託児の有無		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし		

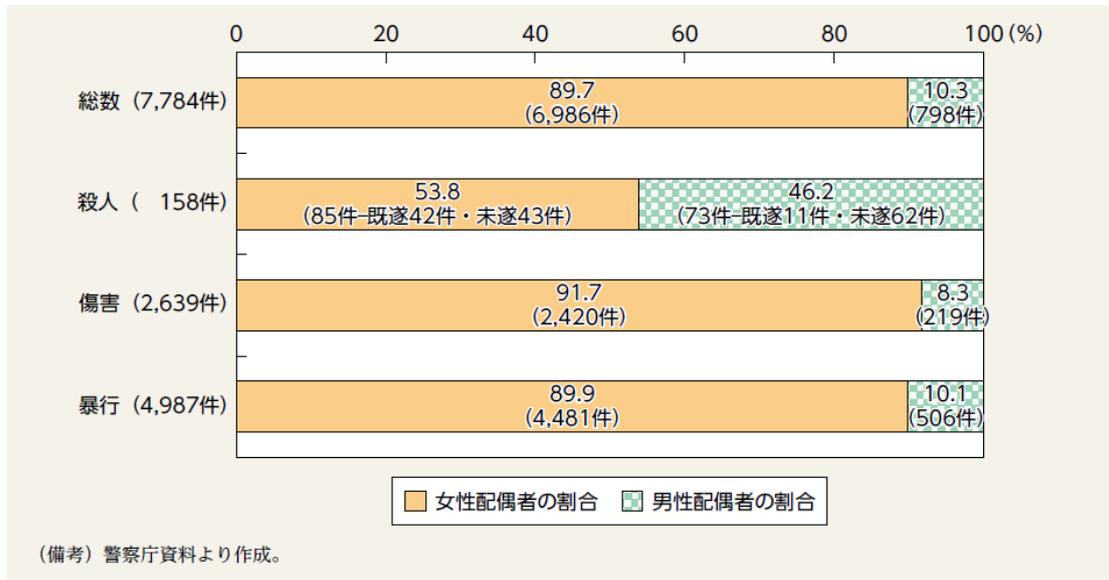
↓↓↓ 託児を希望される方は以下もご記入ください

住所	〒			
お子さまの氏名	ふりがな	年齢	性別	
1			歳	男/女
2			歳	男/女

公共の交通機関をご利用ください
・JR東海本線辻堂駅南口より、江12系統 委託路線茅ヶ崎駅南口行きバスで3分、松浪小学校前下車、徒歩3分。
・JR東海本線茅ヶ崎駅南口より、江12系統 委託路線辻堂駅南口行きバスで10分、委託町下車、徒歩4分。

問い合わせ
茅ヶ崎市男女共同参画課 男女共同参画課 係 ☎0467-57-1414(直通:出番)
〒230-0844 茅ヶ崎市新保町12-12
茅ヶ崎市5-1-15-4階
(茅ヶ崎市男女共同参画推進センター4フロア内)

【参考資料③ 配偶者からの被害経験（男女別）】



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の施行（平成13（2001）年10月）後、警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加を続けている。配偶者間における暴力の被害者は、女性である場合が多く、令和元（2019）年に検挙した配偶者間（内縁を含む。）における殺人、傷害、暴行事件は7,784件であり、そのうち6,986件（89.7%）は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合を罪種別にみると、殺人の158件中85件（53.8%）を除いて、傷害で2,639件中2,420件（91.7%）、暴行で4,987件中4,481件（89.9%）と圧倒的に女性が被害者となる割合が高くなっている。

出典：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

【参考資料④ 配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況等の推移】

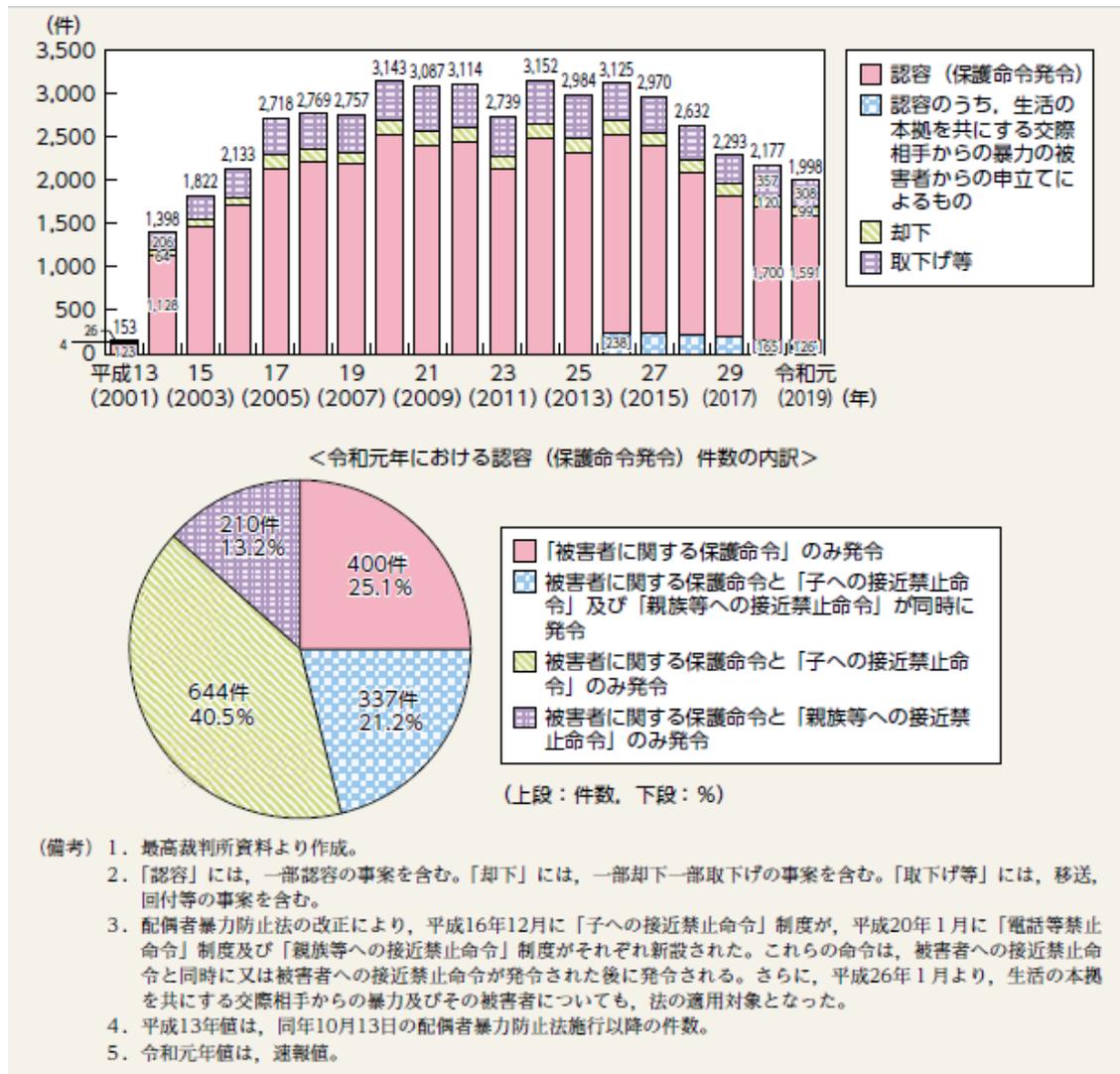
（保護命令の申立て及び発令状況）

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令又は退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

最高裁判所によると、法施行（平成13（2001）年10月）後から令和元（2019）年12月末までに終局した保護命令事件は4万7,164件である。

令和元（2019）年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件（1,998件）のうち、保護命令が発令された件数は1,591件であった。そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは25.1%、被害者に関する保護命令と「子」への接近禁止命令が発令されたものは40.5%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは21.2%となっている。

また、平成31/令和元(2019)年に終局した事件のうち、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等に係る被害者からの申立てにより保護命令が発令された件数は126件となっている。



出典：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

(7) 託児サポーター事業

男女共同参画推進センターでは、子育て中の方が市主催の講座や会議等に参加できるよう、託児を実施している。託児スタッフは毎年3月に市内在住の方を対象に登録してもらい、対象の事業へボランティアとして派遣している（資格不問）。

令和元年度は、市の28事業において託児を設け、のべ288名の託児ボランティアが活躍した。

(8) 令和元年度情報コーナーに新たに加わった図書リスト

NO	図書名	著者名	出版社
1	命をてらす愛 マザー・テレサ	望月 正子/文 丹地 陽子/絵	講談社
2	ケーススタディ 職場のLGBT	寺原 真希子 弁護士法人東京表参道 法律事務所	ぎょうせい
3	外国人の法律相談 Q&A—法的ポイントから 実務対応まで	第一東京弁護士会 人権擁護委員会 国際人権部会	ぎょうせい
4	それしかないわけないでしょう	ヨシタケシンスケ	白泉社
5	時代を拓いた女たち かながわの112人	江刺 昭子	神奈川新聞 社
6	時代を生きた女たち～新・日本女性通史～	総合女性史研究会	朝日新聞出 版
7	全国データ SDGsと日本～誰も取り残さ れないための人間の安全保証指標	高須幸雄 NPO法人「人間の安全 保障」フォーラム	明石書店
8	男女共同参画白書 令和元年度版	内閣府	内閣府
9	タンタンタンゴはパパふたり	ジャスティン・リチャー ドソン&ピーター ・パーネル	ポット出版
10	ボクの彼氏はどこにいる？	石川 大我	講談社文庫
11	ハワイアン・レイメイキング しあわせの 花飾り	UMAHANA	ポプラ社
12	ハワイアン・レイメイキング2 笑顔の花 飾り	UMAHANA	ポプラ社
13	マザー・テレサ 日々のことば	ジャヤ・チャリハ&エド ワード・レ・ジョリー	女子パウロ 会

(タイトル50音順)

(9) 情報紙の発行

情報紙「いこりあ通信」は、男女共同参画に関わる施策や啓発事業に関する情報をわかりやすく市民に提供するため、年2回発行している。

配布場所 市役所、男女共同参画推進センター、その他公共施設

巻数	内容
第13号(令和元年12月350部発行)	「世界経済フォーラムが男女格差(ジェンダーギャップ)報告書を発表」、 特集「パパならではの「絵本の読み聞かせ」」、 託児ボランティアスタッフ募集、 女性のための相談室・法律相談など
第14号(令和2年3月350部発行)	「茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査」の報告、 特集「アサーティブを知って、人間関係を円滑に」、 女性のための相談室・法律相談など

いこりあ通信
第13号 男女共同参画情報紙
令和元年(2019年)12月



世界経済フォーラム(WEF)が男女格差(ジェンダーギャップ)報告書を発表しました

広がり止まらず、日本における男女格差

世界経済フォーラム(WEF)が12月17日に発表した今年の「男女格差(ジェンダーギャップ)報告書によると、日本の順位は対象153カ国中121位で過去最低を更新しました。

男女格差(ジェンダーギャップ)とは
世界各国の男女格差を測りランキングしたもので、指数は「経済」、「政治」、「教育」、「健康」の4分野の平均値のデータをそれぞれで算出している。指数に男女の格差が大きいほど、格差が大きいほど男女の格差が小さく、平等であることを表す。

4分野の大幅目
Economic Participation and Opportunity (経済活動の参加と機会)
政治参加、管理職比率、専門職や技術職の労働者比率などが含まれる。
Educational Attainment (教育)
初等教育や高等・専門教育への就学率などが含まれる。
Health and Survival (健康と生存)
平均寿命と育児休業などが含まれる。
Political Empowerment (政治への関与)
意思決定機関への参加などが含まれる。女性議員の比率が高いと評価される。

日本が低い順位である主な理由として、経済と政治の分野のスコアが著しく低いことが挙げられます。今年もその傾向は改善されることはなく、特に政治に関しては144位(2018年は125位)となっています。世界で女性の参画が大きい国は、日本との差がさらに広がってしまっているといえます。

日本は121位と昨年より10位から11順位を下げ、過去最低の順位となりました。G7の中で昨年の順位は、中国(21位)、米連邦(22位)、イタリヤ(70位)と続き、100位圏内に落ち、初めて100位圏外に落ちました。

ちなみに、G7(先進7カ国)の順位をみてみると、100位のアイスランド、以下フランス(150位)、カナダ(119位)、英国(21位)、米連邦(22位)、イタリヤ(70位)と続き、100位圏内に落ち、初めて100位圏外に落ちました。

参考 Mind the 100 Year Gap
<https://www.weforum.org/reports/gender-gap-2020-report-100-year-gap>

内閣府男女共同参画局では、政治分野における女性の参画状況について情報を収集し、見える化を進めています。

参考サイト
政治分野における男女共同参画の推進
政治分野における「女性共参画の推進」
女性活躍推進法「見える化」サイト
女性活躍推進法
「見える化」サイト

いこりあ通信
第14号 男女共同参画情報紙
令和2年(2020年)3月



茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査報告書を発表しました

市では、市民の皆様が男女共同参画に関する家庭、地域、職場など様々な場における意識や実態等を把握し、次期「ちがさき男女共同参画推進プラン」策定の基礎資料とすることを目的として「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

調査の概要
調査地域 茅ヶ崎市全域
対象者 市内在住の18歳以上の男女3,000人
抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出
調査方法 郵送配布・郵送回収
調査期間 令和元年8月20日～9月13日
回収総数 有効回収数: 1,200票
有効回収率: 43.1%
調査内容 (9項目)
・男女の平等について
・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について
・女性の活躍促進について
・社会参加・地域参画について
・教育について
・子育ての負担について
・性の平等性について
・市の施策について

調査と希望の差が浮き彫りに
9つの調査項目のうち、市民望みしたのは「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について」の項目です。中でも、主に「仕事」「家庭生活」「地域生活」「個人生活」の優先度について

調査結果

項目	市民望み	現状
『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が優先』	49.3%	15.9%
『家庭生活が優先』	19.9%	17.7%
『地域生活が優先』	15.1%	15.1%
『個人生活が優先』	15.7%	11.5%

『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が優先』(49.3%)、「家庭生活が優先」(19.9%)、「家庭生活と個人生活が優先」(15.9%)がともに高く、「仕事優先」(17.7%)、「家庭生活と個人生活が優先」(8.8%)が続きます。

『希望』は、「仕事と家庭生活と個人生活を優先したい」が16.6%で最も高く、「家庭生活と個人生活を優先したい」(15.1%)、「個人生活を優先したい」(11.5%)、「家庭生活と地域生活と個人生活を優先したい」(9.4%)が続きます。

また、女性が家庭生活のみを優先する割合が多いことを念頭に、制度的性別役割分担意識の解消や、家庭における家事の分担についての意識啓発が必要と見えます。

参考サイト
茅ヶ崎市 男女共同参画推進センター
市民意識調査
(令和元年の調査結果)
内閣府 男女共同参画推進センター
市民意識調査
(令和元年の調査結果)

5 相談事業

(1) 設置目的

家庭で、地域で、職場で様々な悩みを抱える女性の自立支援を目的として、「女性のための相談室」を男女共同参画推進センターに設置するものである。

(2) 相談内容

夫婦・家族・交際相手等の人間関係や生活上の悩み相談を実施している。(相談は無料、秘密は厳守)

- ① 電話相談・・・一般相談（相談者：茅ヶ崎市女性相談員）
毎週の月曜日～金曜日
10時00分～16時00分
- ② 面談相談（予約制）・・・一般相談（相談者：茅ヶ崎市女性相談員）
毎週の月曜日、水曜日及び、金曜日、並びに第4週の火曜日
10時00分～16時00分
- ③ 法律相談（予約制）・・・専門相談（相談者：女性弁護士）
毎月の第2火曜日及び第4火曜日
13時00分～16時00分

※祝日・年末年始は休み

電話 0467-84-4772（直通）

場所 男女共同参画推進センター（日曜日、年末年始は休館）



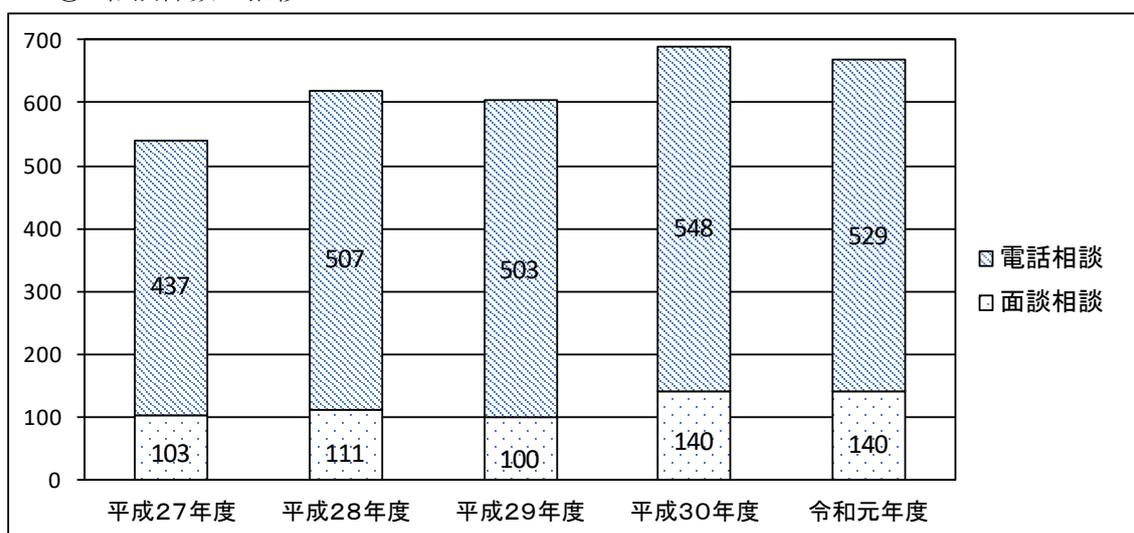
(3) 相談実績

令和元年度は、一般相談として電話相談が529件、面談相談が140件、合計で669件の相談があった。また、専門相談として65件の法律相談があった。

① 内容別相談件数

内 容	電話相談	面接相談	合 計
暴力	47	82	129
夫婦	177	46	223
家族・親族	113	8	121
対人関係	121	1	122
生活困窮等	20	1	21
求職	2	0	2
医療	44	2	46
その他	5	0	5
総合計	529	140	669

② 相談件数の推移



6 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体は、女性の社会参加の促進または地位の向上を目的として活動する団体として市と共催事業や研修会などを実施している。

(1) 国際ソロプチミスト茅ヶ崎

～ソロプチミストとは～

“soror ソロ（姉妹）” “optima オプティマ（最善）” という二つのラテン語から採って作られた「女性のために最良」という意味です。国際ソロプチミストは4つの連盟（アメリカ、ヨーロッパ、グレートブリテン&アイルランド、サウス・ウエストパシフィック）から成る連合体で、123ヶ国、約3,100のクラブ、約9万人の会員を擁しています。国際ソロプチミストは管理職、専門職に就いている女性の世界的組織であり、「理解促進、提唱活動」を通して女性のグローバルボイスである。

〈活動目的〉

国際親善と理解および友情を通じて、女性の地位向上・高い倫理基準・万人の人権・平等・開発・平和を求め努力する。

〈活動内容〉

・周年記念事業

認証時：茅ヶ崎中央公園「ベンチ8脚」、5周年：ペルー「井戸掘り資金と緊急医療費」、10周年：茅ヶ崎市「デイケアバス2台」、15周年：茅ヶ崎市「植樹ホルトノキ」、20周年：茅ヶ崎市図書館「太陽電池・電波時計」と茅ヶ崎市公園野球場「ハイブリット街路灯2基」、30周年：茅ヶ崎市市民ふれあいプラザ前庭「ソーラー式三面モニュメント時計」とハマミーナ「壁掛け時計」

・寄付

国際ソロプチミストアメリカ連盟、国際ソロプチミスト日本東リジョン、湘南つつみ苑（ジャンプの家）、小出川に親しむ会、ソロプチミスト日本財団、障害者地域作業所 工房「朱」、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金、茅ヶ崎障害者センター「湘南鬼瓦」、茅ヶ崎市社会福祉協議会、社会福祉法人「翔の会」、茅ヶ崎市文化振興基金茅ヶ崎市美術館、茅ヶ崎市図書館、日本語で心をつなぐ会、茅ヶ崎交響楽団、文教大学 文教ボランティアズ、アレセイア湘南高等学校、茅ヶ崎国際交流協会、かながわ都市緑化茅ヶ崎フェア ほか

〈活動日〉 毎月第3木曜日（13：30～15：30）

〈活動場所〉 市民ギャラリー ネスパ

〈ホームページ〉 <http://www.si-chigasaki.jp/>

〈設立〉 1986年5月21日（日本では198番目）

〈会員数〉 21人

〈連絡先〉 soroptimist.chigasaki@gmail.com



国際ソロプチミスト
ロゴマーク

(2) 茅ヶ崎市食生活改善推進団体

〈活動目的〉

固定的性別役割分業を意識せず、公衆衛生の向上と食生活の改善を通じて男女の健康維持を支援する傍ら地域貢献活動として、男性の料理教室などに講師を派遣し、男性の地域参加を進めると共に女性の社会参加を促進する。食を通じた健康づくり活動を推進している。

〈活動内容〉

- ・茅ヶ崎市関係課の主催する料理教室や栄養教室への講師の派遣
- ・男性料理教室への講師派遣などによる食生活改善
- ・普及活動並びに健康維持を支援する事業の開催
- ・会員資質向上を目指して各種研修会の開催

〈活動日〉 毎月第4水曜日午前

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、各地域公民館

〈ホームページ〉 なし

〈設立〉 1971年4月

〈正会員〉 76人

〈会費〉 3000円/年

※会費3000円の内訳（茅ヶ崎市食改500円・茅波会2500円）

〈会員募集〉 市の主催する「ちがさき健康づくり講座」を受け（一年間）終了した方が入会できます。

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 渡辺 馨（わたなべ かおる）

〈連絡先〉 渡辺 馨（わたなべ かおる）

電話 0467-81-4425



(3) 茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

〈活動目的〉

市内に居住する母子及び父子・寡婦の精神安定を図り、自立促進に努め、福祉向上に資する。

〈活動内容〉

- ・生活に関する相談指導
- ・会員相互の研修及び親睦を図るための会合、行事等
- ・母子家庭及び寡婦家庭に関する調査研究
- ・関係機関及び他の母子団体との連絡提携
- ・福祉会の運営資金を調達するための事業
- ・緊急母子貸付金に関する相談指導
- ・その他福祉会の目的達成に必要な事業

〈活動日〉 不定期に事業展開

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、茅ヶ崎市内など

〈ホームページ〉 なし

〈設立〉 1978年4月

〈正会員〉 36人

〈会費〉 800円/年

〈その他費用〉 その時々に応じる

〈会費募集〉 随時

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 小室 典子 (こむろ のりこ)

〈連絡先〉 日下 春美 (くさか はるみ)

電話 0467-52-5281

FAX 0467-52-5281

ひとり親家庭の皆さんへ…
仲間づくりに
参加しませんか



茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

(4) マザーアース茅ヶ崎

〈活動目的〉

全ての女性たちがもつ特性や個性を活かす場として、互いの人権と人格を尊び温かくおおらかな人間関係のなかで社会参画をする集いとする。

カテゴリー別に問題を掘り下げ、男女問わず参加者全ての協力の下、問題の改善に力を尽くす事とする。

〈活動内容〉

- ・ 防災分野における男女平等参画に関する学習（調査・研究）会の開催
- ・ 市民を対象に「ちがさき男女共同参画推進プラン」の目的に沿った男女平等参画推進のためのイベントなどを企画開催
- ・ 「組織のあり方」を考える学習会、シンポジウムの開催

〈活動日〉月に1度の定例会 他イベント企画時は多数日

〈活動場所〉茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

〈ホームページ〉 <https://mother-earth-chigasaki.net/>

〈設立〉2018年8月8日

〈会員数〉入退会という形式は取らず、参加型とする

〈入会金〉なし

〈会則等〉あり

〈代表者〉山田 秀砂（やまだ ひさ）

〈連絡先〉山田 秀砂（やまだ ひさ）

電話 090-3236-6285

E-mail mother_earth@aroma.ocn.ne.jp



(5) ミクシテ 「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会

〈活動目的〉

学習と活動を通して、「ちがさき男女共同参画推進プラン」を推進し、多様性を認め合う男女平等のまちづくりをすすめる。

〈活動内容〉

- ・男女平等参画に関する学習（調査・研究）会の開催
- ・市民を対象に「ちがさき男女共同参画推進プラン」の目的に沿った男女平等参画推進のための講座などを企画開催
（6月の男女共同参画週間に合わせて講座を実施するなど含む）
- ・当事者の目線で、女性（男性）の人権に結びついた情報の発信（情報誌の発行）

〈活動日〉 毎月1回木曜日夜 他に不定期

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

〈ホームページ〉 なし

〈設立〉 2004年12月

〈会員数〉 11人

〈会費〉 正会員2000円/年、賛助会員1000円/年

〈会費募集〉 随時

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 松本 順子（まつもと じゅんこ）

〈連絡先〉 松本 順子（まつもと じゅんこ）

電話 0467-83-8493

FAX 0467-83-8493

E-mail tjyymatsu03@gmail.com



7 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例（抜粋）

平成9年12月25日

条例第24号

（趣旨）

第1条 この条例は、茅ヶ崎市男女共同参画推進センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 男女共同参画社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、もって男女平等社会の更なる成熟に寄与するため茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	茅ヶ崎市新栄町12番12号

（休館日等）

第3条 センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。

（使用することができる者）

第4条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者
- (2) 生涯学習に関する事業を行う団体で市長が適当であると認めるもの
- (3) その他市長が適当であると認める者

（登録）

第5条 前条第1号に規定する者が団体である場合において、当該団体が次の各号に掲げる要件のいずれをも具備するときは、登録を受けることができる。

- (1) 男女共同参画社会の形成を目的とする団体で一定の事業計画をもって活動していること。
- (2) 5人以上の者から構成される団体でその構成員の10分の7以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。
- (4) 規約その他これに準ずるものを定めていること。

2 前項第4号の規約その他これに準ずるものには、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 構成員の資格に関する事項
- (5) 代表者に関する事項
- (6) 会議に関する事項

(登録の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により登録を受けたとき。
- (3) その他市長が引き続き登録をすることが適当でないと認めたとき。

(使用の承認等)

第7条 センターを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第8条 市長は、センターの使用が、同一の者が同一の内容で7日以上連続して使用するもの又は例日を定めて使用するものであると認めるときは、使用を承認しないことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する連続して使用することができる期間には、休館日を含まないものとする。

(使用の内容の変更等)

第9条 第7条第1項の規定によりセンターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) センターの使用の承認を受けた内容の変更をしようとするとき。
- (2) センターの使用の承認を受けた使用時間の繰上げ（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午後、夜間及び昼夜の使用区分に係るものに限る。）の前に使用することをいう。以下同じ。）又は延長（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午前、午後及び昼間の使用区分に係るものに限る。）の後に使用することをいう。以下同じ。）をしようとするとき。

(使用の承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させることができる。

- (1) 第7条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第7条第3項に規定する使用の承認の条件に違反したとき。

- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(使用料)

第11条 使用者（第4条第3号に規定する者に限る。）は、別表に定める額の使用料を使用の承認を受けた際に納付しなければならない。

2 前項の規定は、第9条の規定によりセンターの使用の承認を受けた内容の変更又は使用時間の繰上げ若しくは延長の承認に係る使用料の納付について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者が国、地方公共団体又は市長が特別の理由があると認める団体の場合においては、別に納期限を指定することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができるものとし、その額は、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）とする。

- (1) 国、県又は市が主催し、又は共催する事業のために使用するとき。 使用料の額の全額
- (2) 国、県又は市が後援し、又は協賛する事業のために使用するとき。 使用料の額の10分の5に相当する額
- (3) 市行政と密接な関係を有し、かつ、地域における自治活動を行うことを目的とする団体又は地域づくりを目的とする団体（市長が適当であると認めるものに限る。）がその目的のために使用するとき。 使用料の額の全額
- (4) 前号に掲げるもののほか、公共的団体（市長が適当であると認めるものに限る。）がその目的のために使用するとき。 使用料の額の10分の3に相当する額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 その都度市長が定める額

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別の理由があると認める場合においては、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的以外の使用等の禁止)

第14条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外の目的でセンターを使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(販売行為等の禁止)

第15条 使用者及び入館者は、センター内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(特別の設備等の制限)

第16条 使用者は、センターに特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の

器具を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は第10条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 使用者及び入館者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第19条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理上の立入り)

第20条 使用者は、関係職員がセンターの管理のためその使用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年3月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

(茅ヶ崎市女性センター条例の廃止)

- 2 茅ヶ崎市女性センター条例(昭和57年茅ヶ崎市条例第22号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例による茅ヶ崎市女性センターの使用を承認された場合における使用料の還付及び施設又は器具等を破損し、又は滅失した場合における損害賠償又は原状回復については、なお従前の例による。

(使用の承認の手続の特例)

- 4 センターの使用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行うことができる。

附 則 (平成10年条例第4号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第42号) 抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の茅ヶ崎市女性センター条例の相当規定により使用の手續をしたものとみなす。

附 則（平成14年条例第21号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市女性センター条例別表の規定は、平成14年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成17年条例第28号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第26号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の茅ヶ崎市女性センター条例の規定によりされた処分、手續その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成26年条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
（茅ヶ崎市青少年会館等の使用料に係る経過措置）
- 4 第3条、第5条、第9条、第12条、第18条及び第23条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第3条、第5条、第9条、第12条、第18条及び第23条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第5条、第9条、第12条及び第23条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用料の免除の申請が施行日前にされた場合に免除する使用料については、第5条、第9条、第12条及び第23条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
（茅ヶ崎公園体験学習センター等の使用料に係る経過措置）
- 9 第3条から第5条まで、第9条、第12条から第14条まで、第20条及び第26条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第3条から第5条まで、第9条、第12条から第14条まで、第20条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

1 基本使用料

施設名	使用区分					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
	午前9時から 午後0時30分 まで	午後0時30分 から午後5時 まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後0時30分 から午後9時 まで	午前9時から 午後9時まで
	円	円	円	円	円	円
大会議室	2,200	3,030	(3,770) 3,350	5,230	(6,800) 6,390	(9,000) 8,590
第1会議室	410	620	(830) 730	1,040	(1,460) 1,360	(1,880) 1,780
第2会議室	940	1,360	(1,670) 1,460	2,300	(3,030) 2,820	(3,980) 3,770
第3会議室	410	620	(830) 730	1,040	(1,460) 1,360	(1,880) 1,780
和室	1,250	1,670	(1,990) 1,780	2,930	(3,660) 3,450	(4,920) 4,710
実習室	1,360	1,880	(2,200) 1,990	3,240	(4,080) 3,870	(5,440) 5,230

備考 7月から9月までにあつては、「午後9時」とあるのは「午後9時30分」とし、括弧内の額を適用する。

2 繰上使用料

使用時間の繰上げの承認を受けて使用する場合の当該繰上げに係る使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午後及び夜間にあつてはそれぞれの使用区分、昼夜にあつては午後の使用区分）に係る基本使用料の額の10分の3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

3 延長使用料

使用時間の延長の承認を受けて使用する場合の当該延長に係る使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午前及び午後にあつてはそれぞれの使用区分、昼間にあつては午後の使用区分）に係る基本使用料の額の10分の3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

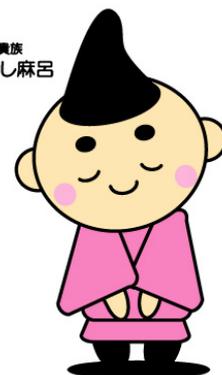
8 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 案内図



茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ
茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階

駐車場はございませんので、公共の交通機関を御利用ください。
なお、自転車でお越しの方は、地下の「新栄町第3自転車駐車場」を御利用ください。

ちがさ貴族
えぼし麻呂



令和元年度 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（いこりあ）事業概要

令和2年（2020年）9月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 文化生涯学習部男女共同参画課

〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町12番12号茅ヶ崎トラストビル4階

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ内

電話 0467-57-1414

FAX 0467-57-1666

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

